

医療的ケア児等支援体制強化事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日 7 障第 3 号制定

(趣旨)

第 1 この事業は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号。以下、「法」という。）に基づき、医療的ケア児等の健やかな成長を図るとともに、その家族が安心してこどもを育てることができるよう、地域における支援体制の整備を行い、地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、「医療的ケア児等」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童及び重症心身障害児など医療的支援が必要な児童等をいう。

(実施主体)

第 3 この事業の実施主体は、県とする。ただし、事業の一部を法人等へ委託できるものとする。

(実施内容)

第 4 事業の種類、内容は次のとおりとする。

1 医療的ケア児等支援センター事業

(1) 事業内容

法第 14 条に規定する医療的ケア児等支援センター（以下、「センター」という。）を設置し、医療的ケア児等及びその家族の相談支援、医療的ケア児等の支援に関わる多様な分野の人材育成、地域支援体制整備の支援などを行う。

(2) 運営方法等

センターの人員体制等は次のとおりとする。

ア 人員体制

センター長、医療的ケア児等の相談支援経験を有する相談員及び看護師、事務員

イ 実施場所

長野県松本旭町庁舎

(3) 業務内容

ア 各種相談支援

医療的ケア児等及びその家族に対する療養、日常生活、就学、各種公的手続等に対する相談支援及び関係機関が受理した相談等への助言及び支援（スーパーバイザーの派遣を含む。）

イ 関係機関との連絡調整

医療、保健、福祉、教育、保育、子育て支援、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整及び地域における支援体制の整備の推進

ウ 人材育成

医療、保健、福祉、教育、保育、子育て支援等の分野において、医療的ケア児等の支援に関わる多様な職種に対する各種研修の開催（国が定める医療的ケア児等支援者養成研修及び医療的ケア児等コーディネーター養成研修含む。）

エ 情報の収集及び発信

各地域の状況把握、好事例の収集、資源開拓及び医療的ケア児等への支援に関する積極的な情報発信

オ 県が行う医療的ケア児等支援に係る事業への協力（各種会議への出席、データの提供等）

カ その他、事業の目的を達成するために必要な業務

(4) 他事業との連携

センターは、長野県移行期医療支援センター等の関連事業と適宜連携を図りながら事業を進めるものとする。

(5) 留意事項

この事業に関わる関係者は、医療的ケア児等及びその家族の権利利益を侵害することのないよう事業を実施するために知り得た個人情報適正に取り扱わなければならない。

2 医療的ケア児等支援連携推進会議

(1) 事業内容

医療的ケア児等がその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう関係機関が連携した体制を整備するため、医療的ケア児等支援連携推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

なお、当推進会議は地方自治法第 139 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(2) 実施方法等

ア 全県会議

(ア) 会議事項

医療的ケア児等の支援に向け関係機関が主体的に取り組むよう情報共有を図るとともに、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

- a 医療的ケア児等の実態及び支援体制の現状、課題の把握に関すること
- b 医療的ケア児等の支援に向けた取組に関すること
- c 医療的ケア児等の支援に向けた広域的な調整に関すること
- d 医療的ケア児等支援センターに関すること
- e その他医療的ケア児等の福祉の増進に必要な事項に関すること

(イ) 構成員

医療的ケア児等の支援を行う次に掲げる分野の関係機関及び長野県医療的ケア児等支援センター職員とする。

- a 医療分野
- b 福祉分野
- c 教育分野
- d 保育分野
- e 労働分野
- f 行政分野
- g その他推進会議の目的のために必要となる分野

イ 圏域会議

(ア) 実施方法等

- a 地域の実情に応じて支援等を行うため、障がい保健福祉圏域ごとに開催する。
- b 保健福祉事務所が開催することを基本とするが、各分野が連携して支援できるよう、自立支援協議会内の部会・委員会等既存の会議を活用するなど、地域の実情にあわせて開催する。

3 庁内連携会議

(1) 事業内容

医療的ケア児等の支援に関する医療、保健、福祉、教育、保育、子育て支援、労働等の関係機関の連携体制を構築するため、医療的ケア児等の支援に関する庁内連携会議を開催する。

(2) 会議事項

- ア 医療的ケア児等が医療、保健、福祉、教育、保育、子育て支援、労働等の関連分野の各支援を適切に受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備に関すること
- イ 地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場の設置に関すること
- ウ 医療的ケア児等の支援をコーディネートする者の育成に関すること
- エ 医療的ケア児等の支援に関わる庁内担当課の連携体制構築の取組に関すること
- オ 医療的ケア児等支援センターに関すること

(3) 構成員

別表に掲げる者とする。

また、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができるものとする。

(4) 実施方法等

必要に応じてその都度開催する。

別表 庁内連携会議の構成

県民文化部県民の学び支援課	
〃	こども若者局次世代サポート課
〃	〃 〃 こども・家庭課
健康福祉部医療政策課	
〃	医師・看護人材確保対策課
〃	地域福祉課
〃	健康増進課
〃	疾病・感染症対策課
〃	障がい者支援課
産業労働部労働雇用課	
教育委員会事務局義務教育課	
〃	高校教育課
〃	特別支援教育課
〃	保健厚生課
長野県医療的ケア児等支援センター	